

4 第1期計画「各区に共通する課題等への具体的な取り組み」の進捗状況

(1) 相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備

① 要援護者の発見と地域における見守り体制の強化

ア「見守り相談室」を中心とした地域における見守り体制の強化

- ・要援護者名簿を活用した見守り活動を推進するため、地域との意見交換会を開催または参加を合わせて4千回以上実施しました。
- ・各区に配置されている地域福祉コーディネーター等と月1回程度、連絡会を開催し、連携するとともに、各地域においては見守り活動を行う人たちに対する「見守り連絡会」等を開催し、負担軽減及び活動の強化を図りました。

イ CSW による対応及び体制の強化

- ・平成30年度に福祉専門職であるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を増員するとともに、専門講師を招いたCSW研修会を実施してスキルアップを図るなど、見守り活動の担い手を支援する体制を強化しました。

ウ 認知症高齢者等を見守るための体制の強化

- ・徘徊による行方不明の恐れがある認知症高齢者の早期発見・保護につなげる見守りネットワークを構築しており、令和元年度末時点で利用登録者が3千人以上、見守り協力者・協力団体が5千件以上となっています。
- ・平成30年3月から「見守りシール」等を配付し、早期に身元が特定できるための取り組みを進めています。

② 複合的な課題を抱えた人への支援体制の構築

ア 支援をコーディネートするためのしくみづくり

- ・モデル事業の検証を経て、令和元年度から、地域の実情に応じて総合的な相談支援体制の充実に向けた取組みを全区で実施しました。

イ 相談支援を行う機関や人を支えるしくみづくり

- ・各区において円滑に事業が実施されるよう、相談支援機関、区職員等を対象とした研修会等を実施したほか、支援困難事例に対しは、弁護士等の専門家から必要な助言を得られる支援体制を整備しました。

(2) 福祉人材の育成・確保 ● ● ● ● ● ● ● ●

① 地域福祉活動の担い手の確保

ア 地域福祉活動をはじめのきっかけとなる情報発信

- ・各区社会福祉協議会では、定期発行する広報紙でさまざまな地域福祉活動を紹介しているほか、ふれあい喫茶や子育てサロン等の開催情報を随時ホームページや SNS、メールで配信する等、きめ細やかな情報提供に努めています。
- ・大阪市社会福祉協議会では、ボランティア活動等に関心のある若年者をターゲットにした地域福祉に関するガイドブックを作成し、ホームページに掲載しています。

イ 地域福祉活動の担い手づくりの充実

- ・小学生向け福祉教材「ふくし読本」及び教員向け指導用副教材を市立小学校の3年生及び教員に配付しました。教員へのアンケートでは「児童の福祉への理解が深まった」とする回答が平成30年度、令和元年度とも9割を超えていました。
- ・専門学校と連携して、福祉・介護の仕事のやりがいや魅力が伝わるエピソードの漫画作品化を行い、広く市民に周知しました。
- ・社会福祉研修・情報センターにおいて、市民向け講座や福祉・介護の啓発イベントを開催しました。

② 福祉専門職の育成・確保

ア 福祉専門職の「やりがい」や「専門性」を支え、育成・定着を図る取り組み

- ・社会福祉施設従事者から福祉・介護の仕事のやりがいや魅力が伝わるエピソードを募り、優秀作品を表彰する「みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞」を実施し、社会福祉施設従事者のモチベーションの向上や、市民へのイメージアップを図りました。
- ・社会福祉研修・情報センターで、社会福祉施設等の職員同士が現場の課題を共有できる講座を、2階層（新任職員・管理職員）に分けて開催し、研修後のアンケートでは「仕事に対する意欲が増した」と感じる割合が8割を超えていました。

イ ライフステージに応じて、多様な人材からの参入を促進する取り組み

- ・将来の福祉の担い手の確保に向けて、福祉教育プログラムに関するホームページを開設し、各中学校が実施する福祉教育へのサポートを広報するとともに、各中学校の希望に応じたプログラム（障がいの理解に向けた授業や車いすバスケット体験の授業等）を実施しました。
- ・子育て世代向けに、福祉・介護サービス分野の仕事を紹介する講座を開催し、「通勤至便」「短時間労働可」など、子育てと仕事の両立可能なのメリットを紹介する講座等を開催しました。受講中は一次保育できる環境を整える等の配慮を行いました。

③行政職員の専門性の向上

ア 専門性の高い職員の確保

- ・高い専門性を有する福祉職員を確保・育成するため、福祉施設等の従事経験のある社会人の採用や、福祉職員を対象とした研修など、複合的な観点から人材育成策に取り組みました。

(3) 権利擁護の取り組みの充実 ● ● ● ● ● ● ● ●

① 虐待防止に向けた地域連携の推進

ア 地域における虐待についての知識・理解の普及啓発

- ・虐待の早期発見のために、どのようなことが虐待にあたるのか、虐待の兆候や通告・通報窓口を明記したリーフレットを作成して関係機関にも広く周知しました。
- ・高齢者虐待と障がい者虐待の合同で、恒常的に目に触れるカレンダーを作成し、虐待発生要因の1つとなっている「8050 問題」の早期発見・早期対応や虐待防止についての効果的な啓発及び通報窓口の周知を行いました。
- ・児童虐待においては11月の児童虐待防止推進月間を中心に、様々な関係機関と協働しオレンジリボンキャンペーンを行いました。

イ ネットワークの構築

- ・大阪市及び各区において、障がい者・高齢者虐待防止連絡会議を開催し、関係機関が虐待の実態を把握したうえで、課題及び各機関の役割及び連携方法を確認・検討し、今後の対応に活かせるようにネットワークの強化を図りました。

(代表者会議：年1回、実務者会議：月1回)

- ・要保護児童対策地域協議会において関係機関と情報共有を行い、適切な支援を図るため連携して対応を行いました。

(代表者会議：年1回、実務者会議：月1回)

ウ 施設従事者等の意識の向上

- ・大阪市が指定する介護保険事業所を対象とした集団指導では、施設従事者等による虐待防止に関する外部の専門家の講演会を実施しました。
- ・障がい児支援事業者等及び障がい福祉サービス事業者等を対象とした集団指導では、通報義務や管理者の責務について説明を行いました。
- ・虐待等の通報があった場合は、直ちに事実確認を行ったうえ、指導等を実施しており、定例の実地指導においては、事業所の虐待に対する取り組みの確認を行いました。

エ 虐待対応に従事する行政職員の専門性の確保

- ・障がい者・高齢者虐待対応において、適切かつ迅速に対応をするため、スキル別研修を次のとおり実施しました。(一部複数回実施)
- 初任者研修

- 総合相談窓口担当者・地域包括支援センター初任者研修（高齢者虐待）
 - 管理職研修
 - 区担当者・地域包括中堅期研修（高齢者虐待）
 - 事例検討会（高齢者虐待）
 - 区担当者・区障がい者基幹相談支援センター中堅期研修（障がい者虐待）
 - 障がい者虐待事例検証会議（障がい者虐待）
 - 地域活動担当保健師中堅期研修
- ・児童虐待対応において、適切な支援方法を習得するため、各区保健福祉センター子育て支援室職員への研修を実施しました。（一部複数回実施）
- 新転任研修
 - 児童福祉司任用前講習会
 - 要保護児童対策調整機関の調整担当者研修
 - スキルアップ研修
 - こども相談センター実地研修
 - 体罰によらない子育てを推進する職員研修

② 成年後見制度の利用促進

ア 本人を中心とする「チーム」の形成

- ・平成30年度には、相談支援機関（区役所・地域包括支援センター・障がい者基幹相談支援センター・地域活動支援センター（生活支援型））が「チーム」を形成して適切に支援できるよう「対応マニュアル」を策定し、全相談支援機関を対象に研修を行いました。
- ・令和元年度には、本人に最適な成年後見人等が選任されるよう「成年後見人等候補者検討会議」を設置し、毎週1回開催して、計268件の検討を行いました。

イ 専門職団体、関係機関等が連携協力する「協議会」の設置

- ・大阪市成年後見支援センターを中核機関として、専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」を設置・運営し、本人を中心とする「チーム」を支援する仕組みを整備しました。
（令和元年度は協議会から43件の専門職を派遣）
- ・「協議会」には、5つの部会（広報・相談・制度利用促進・後見人支援・点検評価）を設置し、成年後見支援センター・大阪市福祉局・3士会（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会）を中心として、家庭裁判所とも連携しながら取り組みを推進しました。
（令和元年度は各部会とも年2回開催）

ウ 成年後見制度の普及啓発の推進

- ・判断能力低下の比較的早い段階から本人の意思により申立てできるよう、広く制度を普及啓発するためのリーフレット等を作成し、相談支援機関及び金融機関に設置しました。
- ・地域や施設等からの要望に基づき、各施設等で制度説明会を行いました。
（平成30年度：13回、令和元年度12回）

エ 市民後見人の養成・支援

- ・令和元年度は、市民後見人の登録者を増やすため、市民後見人の活動を紹介するポスターを作成し、普及啓発に努めました。
- ・市民後見人になるための養成講座については、大阪市内の南北2か所で開催するなど、受講者の負担に配慮した形で実施しました。

オ あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）の適切な利用

- ・あんしんさぽーと事業相談員に対して、成年後見制度の研修を行い、あんしんさぽーと事業の利用者のうち、成年後見制度の利用が望ましい方について、制度移行に繋げるための取り組みを進めました。
- ・福祉局、中核機関が強力的に支援を行い、あんしんさぽーと事業相談員と区役所職員が連携した制度移行を進めた結果、令和元年度末には99人があんしんさぽーと事業から成年後見制度への移行に繋がりました。